草保第１４８５号
令和６年３月１９日

管内各郡市医師会長　様

埼玉県草加保健所長　長棟美幸
（公印省略）

麻しん疑い患者の発生に伴う医療機関における対応ついて（依頼）

感染症対策業務の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、麻しん国内伝播事例の増加に伴う注意喚起について、先に厚生労働省から通知文が発出され、県医師会を通じて、先生方にお知らせさせていただいたところです。

つきましては、麻しんを疑う患者が受診した際は、下記のとおり、御対応・御協力を賜りますよう貴会員の先生方への周知をお願い申し上げます。

記

１　診察の際の注意点

発熱や発疹を呈する患者を診察した際は、麻しんの可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しんを意識した診療をお願いいたします。

併せて、別添の「医療機関での麻しん対応ガイドライン」により、麻しん疑いのある方が受診する際は待合室を別にするなど、院内における感染対策を実施していただくようお願いいたします。

２　発生届の提出について

麻しんを疑った場合には、特定感染症予防指針*1に基づき、臨床診断をした時点で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10 年 法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条に基づき、まず臨床診断例として保健所へ届出を提出していただくようお願いします。届出にあたっては、届出基準*2に従い、感染症サーベイランスシステム（NESID）における提出の御協力及び保健所への御一報をお願いいたします。

＊１別添「麻しんに関する特定感染症予防指針」を参照下さい。

＊２別添「医師による麻しん届出ガイドライン」を参照下さい。

３　検体等の提出について

血清ＩｇＭ抗体検査等は、他の疾患でも交差的に陽性となることがあるため、ウイルス遺伝子検査を実施する必要があります。県衛生研究所でのウイルス学的検査の実施のため、検体の提出に御協力をお願いいたします。

※別添「医療機関の先生方へ」を参照下さい。

【検査対象者の例】

麻しん様症状の他、次の点について御確認をお願いいたします。

・過去１カ月以内に欧州、アジア諸国等の渡航歴がある。
・過去１カ月以内に麻しん患者との接触が疑われる。
・過去に麻しん予防接種を２回完了していない。

【検体について】

① 全血

抗凝固剤入りの採血管（ＥＤＴＡ入り）に２～５ml 採取

② 尿

滅菌容器に５ml 採取

③ 咽頭ぬぐい液

１～２ml の生理食塩水を滅菌スピッツに注ぎ、そこへ滅菌綿棒等で採取した咽頭ぬぐい液を差し入れ、手が触れた部分を折り、綿棒を生理食塩水の中に落とし、蓋をしっかり締めてください。

④ 検査票

別添の検査票に必要事項を御記入願います。

※採取いただいた①～③の検体は、保健所職員が回収に伺うまで冷蔵保存をお願いいたします。

※検査結果判明後、保健所からお電話いたします。検体等御提出時に、土日でも連絡のとれる携帯等の電話番号をお知らせ願います。

４　職員の健康管理について

医療従事者の麻しん含有ワクチン接種歴（2 回以上の接種）を確認していることが望ましいとされています。職員については、過去の予防接種歴や罹患歴等を確認するなど、引き続き、職員の健康管理をお願いいたします。

担当　保健予防推進担当　感染症担当
電話　０４８－９２５－１５５１　音声案内１
※時間外、土休日につきましては、埼玉県保健緊急連絡センター経由で御連絡をお願いします。